

偕楽園公園センター展示室貸出規定細則

(目的)

第1条 この細則は、偕楽園公園センター展示室貸出規定(以下「規定」という)第11条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(団体の定義)

第2条 規定第2条に定める団体とは2人以上で構成された組織で、2人以上の創作作品を展示するものとする。

(附属設備の範囲)

第3条 規定第3条に定める附属設備は、次のとおりとする。

附属設備	布パーティション、ワイヤーフック、白布、長机、椅子
------	---------------------------

(貸出期間の特例)

第4条 規定第5条に定める貸出期間については、原則として7日以内(展示作品の準備撤去日を含む)と定めているが、展示利用の集中しない時期においては14日以内(展示作品の準備撤去日を含む)とすることができるものとする。

(利用の受付期間)

第5条 規定第8条第1項に定める利用の受付は、土・日曜日、祝日を除く12月1日から12月25日までの期間に行うものとする。ただし、展示室に空きがある場合は随時受付を行うものとする。

(重複時の協議)

第6条 規定第8条第2項に定める協議の方法は、当該希望団体と偕楽園公園センターが協議するものとする。ただし、協議不調の時は、抽選により決定するものとする。

附 則

この細則は、平成24年11月26日から施行する。